

人口・社会統計部会の審議状況について
(医療施設調査及び患者調査) (報告)

変更内容等		部会審議		審議の状況	
		第1回	第2回		
医療施設調査	1 計画の変更 (1) 報告を求める事項の変更	○ 法人番号記入欄の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕	●	●	【 適当と整理 】 (「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)における法人番号の活用推進に係る指摘を踏まえて対応するもの)
		○ 「診療科目」を把握する調査事項のうち「神経内科」を「脳神経内科」に変更〔病院票、一般診療所票及び動態調査票〕	●	●	【 適当と整理 】 (報告者に紛れのない選択肢とするもの) 【 委員等からの主な指摘 】 ○ 調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、今回の変更内容に係る丁寧かつ適切な説明が必要
		○ 「科目別医師数(常勤換算)」を把握する調査事項の削除〔病院票〕	●	●	【 適当と整理 】 (現時点では、利活用の必要性が低下していることを踏まえて削除するものであり、報告負担の軽減や調査の効率化に資するもの)
		○ 「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕	●	●	◆ 第2回部会において引き続き審議 【 委員等からの主な指摘 】 ○ 法令上の規定に基づく措置を適切に講じているか否かは、別途の調査で把握すればよいのではない。 ○ 全ての医療機関が法令に従い適切な措置を講じていることを前提にした選択肢の設定は、適切な実態把握の観点からみて疑義があり、誤った回答に誘導しかねない懸念がある。 ○ 厚生労働省が別途実施する喫煙環境に関する実態調査(一般統計調査)の選択肢とも整合性を図るべき。
		○ 「医療安全体制」の状況を把握する調査事項における「医療放射線安全管理」の項目の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕	●	●	【 適当と整理 】 (法令改正を踏まえ、医療安全体制の的確な把握を行うもの)
		○ 「緩和ケアの状況」を把握する調査事項における項目名の変更〔病院票〕	●	●	【 適当と整理 】 (報告者にとっての分かりやすさ等に配慮して変更するもの) 【 委員等からの主な指摘 】 ○ 調査結果の時系列比較の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、今回の変更内容について丁寧かつ適切な説明が必要
		○ 「手術等の実施状況」を把握する調査事項における「帝王切開を除く無痛分娩(再掲)」の項目の追加〔病院票及び一般診療所票〕	●	●	【 適当と整理 】 (行政ニーズを踏まえ、実態の的確な把握を行うもの) 【 委員等からの主な指摘 】 ○ 「無痛分娩」の定義について、報告者に紛れが生じないように、調査の手引き等で丁寧に説明すべき。
		○ 「検査等の実施状況」を把握する調査事項におけるCT機器に係る項目の細分	●	●	【 適当と整理 】 (行政ニーズを踏まえ、実態のよりの的確な把握を行うもの)

変更内容等		部会審議		審議の状況	
		第1回	第2回		
		化〔病院票及び一般診療所票〕			
		○ 「歯科設備」の保有状況を把握する調査事項における選択肢の変更〔病院票及び歯科診療所票〕	●		【適当と整理】 (行政ニーズを踏まえ、実態のよりの確な把握を行うもの)
		○ 歯科訪問診療等の実施状況を把握する調査事項の追加・変更〔病院票及び歯科診療所票〕	●		【適当と整理】 (行政ニーズを踏まえ、実態のよりの確な把握を行うもの)
		○ 「従事者数」を把握する調査事項における職種区分への「公認心理師」の追加〔病院票及び一般診療所票〕	●		【適当と整理】 (法令改正を踏まえ、医療従事者の的確な把握を行うもの)
		○ 「技工物作成の委託の状況」を把握する調査事項における国内での「委託先歯科技工所数」の追加等〔歯科診療所票〕	●		【適当と整理】 (行政ニーズを踏まえ、実態のよりの確な把握を行うもの)
		○ 「歯科技工室」及び「歯科用アマルガムの保有状況」を把握する調査事項の削除〔歯科診療所票〕	●		【適当と整理】 (本調査事項を取り巻く状況変化を踏まえて削除するものであり、報告者負担等に資するもの)
	(2) その他	○ 静態調査及び動態調査結果における医療施設数の整合性		●	(第2回部会で審議)
患者調査	(1) 報告を求める事項の変更	○ 「紹介の状況」【病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票及び一般診療所票】、「入院前の場所」及び「退院後の行き先」【病院退院票及び一般診療所退院票】を把握する調査事項における「介護医療院」の選択肢の追加		●	(第2回部会で審議)
	(2) 報告者の選定方法の変更	○ 特定機能病院の層化抽出区分を「500～599床」「600床以上」の2区分から「400～499床」を加えた3区分に変更		●	(第2回部会で審議)
医療施設調査・患者調査 共通	(3) 報告を求める期間の変更	○ 調査計画上に明確にされていなかった報告者から保健所への調査票の提出期限の明確化(医療施設調査は「10月末日まで」、患者調査は「11月末日まで」の間で都道府県知事等が設定) ○ 医療施設調査における経由機関である都道府県から厚生労働省への調査票の提出期限を「11月上旬」から「11月下旬」に変更		●	(第2回部会で審議)
	(4) 調査結果の公表の	○ 調査結果の公表方法について、インターネット(厚		●	(第2回部会で審議)

変更内容等		部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
方法及び期日の変更	<p>生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）により全ての集計事項に係る結果表を掲載・公表する一方、報告書には、集計事項のうち一部の結果表を抜粋して掲載・公表するよう変更</p> <p>○ 公表の期日について、以下のとおり、調査結果を「概数」及び「確定数」の二段階に分けて公表するよう変更</p> <p>① 医療施設調査静態調査の調査結果について、「概数」を「調査実施年翌年の10月下旬」に、「確定数」を「調査実施年翌年の12月下旬」に公表</p> <p>② 患者調査の結果について、「概数」を「調査実施年翌年の11月下旬」に、「確定数」を「調査実施年翌々年の2月下旬」に公表</p>			
(5) 集計事項の変更	<p>○ 集計事項について、以下のとおり変更</p> <p>① 調査事項の追加・削除等に伴う所要の変更</p> <p>② 「概数」公表に係る集計事項の追加（医療施設調査2表、患者調査1表）</p> <p>③ 患者調査について、他の集計事項により代替可能な集計事項（5表）の削除</p>		●	(第2回部会で審議)
2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について	<p>○ 前回調査におけるオンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等の検証・分析結果等を踏まえたオンライン調査の更なる利用の促進・改善の検討</p>		●	(第2回部会で審議)

※ 第1回（第104回人口・社会統計部会）は令和2年1月20日（月）に開催。第2回は2月10日（月）に開催予定